

プログラム責任者等講習会（歯科医師臨床研修指導医講習会事業）実施要綱

1. 目的

歯科医師臨床研修における研修プログラムの企画立案・実施の管理、指導歯科医及び研修歯科医に対する助言・指導、各研修歯科医の到達目標の達成状況を把握・評価し研修プログラムの調整を行う能力を修得したプログラム責任者を養成する講習会を実施するとともに、指導歯科医講習会の受講機会を確保するため、指導歯科医講習会の開催経験が少ない臨床研修施設における指導歯科医講習会の開催支援を行うことで、歯科医師臨床研修の効果的・効率的な推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「プログラム責任者等講習会（歯科医師臨床研修指導医講習会事業）実施団体公募要領」により選定された団体とする。

3. 事業内容

(1) プログラム責任者講習会事業

受講対象者は、臨床研修施設に勤務する歯科医師で、プログラム責任者として、現にプログラムの企画立案・管理に携わっている者、又は今後携わる予定のある者であり、指導歯科医講習会（一般財団法人歯科医療振興財団主催又は医政局長が策定する指導歯科医講習会の開催指針に則って開催されたもの）を修了している者。

- ① 講習内容は、研修プログラムの策定、点検、臨床研修の到達目標の達成評価、指導歯科医の指導状況の把握、臨床研修における安全管理、労働関係法規等の項目のいくつかがテーマとして含まれていることとする。
- ② 実施形式は対面のほか、オンライン形式も可能とする。
- ③ 対面の場合、講習期間中は、専門に利用できる部屋やグループワークをするための部屋（演習室）が確保できること、更には、部屋等は、採光、換気等が適当であり、学習環境への配慮が行えるものとする。
- ④ 講習会を修了した者には、修了証を交付するものとする。

(2) 指導歯科医講習会実施支援事業

指導歯科医講習会の開催経験が少ない臨床研修施設が指導歯科医講習会を実施する場合に、講習会企画立案者（ディレクター）、講習会世話人（タスクフォース）等の派遣や講習会の内容の企画・立案等の支援を行う。